

## 「理物理学研究所先導研究推進助成金」募集要項

平成27年 3月12日制定 平成28年 9月 8日改正

平成27年 4月 1日施行 平成29年 4月 1日施行

平成27年11月19日改正

### (趣 旨)

第1条 この要項は、日本大学理物理学部理物理学研究所規程第2条に基づき、理物理学研究所先導研究推進助成金（以下「助成金」という）の募集に関して必要な事項を定める。

### (助成金の目的)

第2条 助成金は、理物理学研究所（以下「研究所」という）の事業とする基礎、開発及び実用化の研究を主体とし、社会的なインパクトのある特徴的な研究を支援し、ひいては、学外の大型研究資金を獲得し、時代を先導する研究拠点を形成することを目的とする。

### (定 義)

第3条 先導研究とは、社会的な課題解決を目指した先駆的・独創的で新奇性に富む挑戦的な研究を指し、本学部が将来フロントランナーとなりうる研究をいう。

### (募集種別)

第4条 募集種別は、指定された課題に対し募集する指定研究と研究分野を理学及び工学として自由に課題を設定できる公募研究の二種とする。

2 指定研究の課題は、事前に研究推進戦略委員会での協議を経て、学部長の意見を聴いた上、所長が決定する。

### (応募資格)

第5条 応募資格は、理物理学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員とする。

### (研究期間)

第6条 研究期間は、2年間とする。

### (研究費及び募集件数)

第7条 研究費は、2年間総額3,000万円以内、募集件数は、指定研究及び公募研究を毎年度各1件とする。ただし、第10条の選考結果により採択しないことがある。

2 研究期間内における年間の配分額は、前年度に採択された研究課題の配分金額に応じて調整することがある。

### (応募条件及び研究期間終了後の義務)

第8条 応募に当たっては、次の各号に定める条件を満たしていかなければならない。

① 実施する研究は、原則として複数学科で構成されたメンバーによるプロジェクトとすること。

② プロジェクトメンバー全員について、本大学が指定する研究倫理教育を修了していること。

2 プロジェクトメンバーは、研究期間終了後に次の各号に定める義務を負う。

① 競争的研究資金を獲得するため、研究期間終了後5年間は科学研究費助成事業（科

研費)の新学術領域研究、特別推進研究、基盤研究(S・A)及びこれに準ずる省庁、民間等の外部資金に申請すること。

② 助成金による成果は、研究期間終了後1年以内に『理工学研究所研究ジャーナル』あるいは学術誌への投稿及び研究所の講演会、学会等での報告をすること。その場合には、研究所の助成を受けている旨、必ず明示すること。

3 所定の期間内に前項の条件を満たさなかった場合は、プロジェクトメンバー全員について、当該研究期間終了後10年間理工学部の資金による研究費の応募及び研究分担者としての参加を認めないことがある。

(提出書類)

第9条 提出書類は、研究助成金申請書とする。

(選考)

第10条 提出された申請書に基づき研究推進戦略委員会及び研究委員会専門委員会において、研究計画の内容と準備状況等を勘案して選考する。

2 前項の選考にあたっては、研究代表者によるプレゼンテーションを実施する。

(助成の決定)

第11条 助成の決定は、前条の選考結果に基づき、研究者選考委員会及び研究所運営委員会の審議を経て、学部長が決定する。

2 前項で決定された研究代表者及び研究分担者は研究所所員として任命する。

(採択制限)

第12条 同一研究代表者での採択は、1回限りとする。

2 研究代表者は、研究期間内において理工学部の他の研究助成金(研究分担者としての参加を除く)との重複はできない。

(研究実績報告書及び成果物の提出)

第13条 研究代表者は、次の各号に定めるところにより研究実績報告書及び成果物を提出しなければならない。

① 毎年度終了後30日以内に「研究実績報告書」を提出しなければならない。

② 研究期間終了後1年以内に第8条第1項第3号の成果物として、投稿論文の抜き刷り及び学会報告のレジュメ等を提出しなければならない。

2 提出された「研究実績報告書」はWebにより公開する。

(提出先)

第14条 この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

## 附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度に採択された研究課題についてもこの要項を準用する。